

名古屋大学の小島でございます。

私はこれまで「裁判の効力」を軸に研究を進めて参りましたが、この部会の幹事の一人として、現在岐路に立たされているともいえる「再審法制」についての検討に立ち会う機会を頂戴しましたこと、大変光栄に感じるとともに、その責任の重さをもひしひしと感じているところでございます。

そうであるにも拘らず、初回の会議に欠席ということになってしまい誠に心苦しいところでございますが、意見表明ということで、現時点において考えているところを簡潔に述べさせていただきます。

この度の諮問の中で明示的に示されております三つの点を、便宜上、閲覧・謄写の問題、不服申立ての問題、再審請求審の担当主体の問題と表現させていただきます。

まず、閲覧・謄写の問題につきましては、新たな規定を設ける必要があるか、新たな規定を設けるとするとどういう規定が適切なのかを考えるにあたり、閲覧・謄写の仕組みの時間的・客観的適用範囲や、現在の通常審における閲覧・謄写の状況をも踏まえた対象資料の範囲などの問題を検討する必要があるものと存じます。検討に際しては、再審請求段階での閲覧・謄写が、閲覧・謄写に関する刑事訴訟法上の規律全体の中でどう位置付けられるかや、諸外国における取扱いも参考にしつつ、今回の諮問の目的に沿うような適切な規律を探っていく必要があるものと考えております。

また、不服申立ての問題に関しましては、そもそも「再審開始決定」がいかなる性質の裁判として位置づけられるものなのかを確認し、それに対する不服申立てが認められてきた理論的・政策的理由、もしそれを禁止するのであれば、その理論的・政策的理由、そうした取扱いが検察官による不服申立てに関する現行刑事訴訟法上の規律全体の中でどのように位置づけられるのかといったことも考慮して、諸外国の制度も参考にしつつ、今回の諮問の目的に沿うような、適切な規律を探っていく必要があるものと考えております。

さらに、再審請求審の担当主体につきましては、通常審において当該事件の審理に関与した裁判官が再審請求審に関与した場合とそうでない場合に関する客観的なデータや、現在の再審請求審の担当主体にかかる取扱いの理論的・政策的理由、通常審において一定の場合に除斥等が認められている理論的・政策的理由等も確認した上で、ここでもやはり諸外国の取扱いも参考にしつつ、今回の諮問の目的に沿うような適切な規律を探っていく必要があるものと考えております。

以上雑駁ではございますが、さしあたり、今回の諮問の中で明示されていた3つの問題点に係る今後の審議との関係で、現時点で考えているところを述べさせていただきました。

何卒宜しくお願い申し上げます。